

令和 7 年 11 月 11 日

都道府県医師会 担当理事 殿

日本医師会常任理事

江 澤 和 彦

（公印省略）

「介護情報基盤ポータル」の機能追加及び介護事業所等への支援策について

介護情報基盤については、厚生労働省より、今後のスケジュールや介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援の内容等について示され、本会からも日医発第 675 号（令 7.7.28 付）等でお知らせしているところです。

今般、介護情報基盤ポータルにおいて新たな機能が追加されるとともに、各介護事業所等に対する助成金の申請受付が開始された旨、厚生労働省より事務連絡が発出されました。

介護情報基盤ポータルの追加機能については、以下の通りです。

- ① 介護事業所や医療機関のユーザ登録機能（マイページ）
- ② 各市町村の介護情報基盤への対応状況
- ③ 助成金申請機能
- ④ 電話・チャットボットによるお問い合わせ機能

なお、介護情報基盤のスケジュールは、令和 8 年 4 月 1 日以降、介護情報基盤との連携を含めた標準化対応が完了した市町村から、順次、介護保険システムから介護情報基盤へのデータ移行、介護情報基盤経由での情報共有を開始し、令和 10 年 4 月 1 日までに、全市町村において、介護保険システムから介護情報基盤へのデータ移行も含めて完了し、介護情報基盤の活用を開始することが示されております。全国の各市町村における介護情報基盤への連携状況については、未定となっておりますので、対応状況については、上記②をご確認いただくか、各自治体にお問い合わせいただくようお願いいたします。

③介護情報基盤の導入に係る費用については、助成限度額がありますが、介護事業所や医療機関に対し、助成金が交付され、申請は「介護情報基盤ポータル」の「各種申請」から行えるとのこと。申請期間は、令和 7 年度は令和 7 年 10 月 17 日（金）～令和 8 年 3 月 13 日（金）予定となっております。令和 8 年度以降は未定です。

日本医師会といたしましては、介護事業所・医療機関の負担軽減のため、厚生労働省と引き続き協議を行ってまいります。

なお、介護情報基盤においては、主治医意見書の電送を可能とすることが示されておりますが、厚生労働省に確認したところ、主治医意見書について、これまで通り、紙での作成でも問題ないとのこと。です。

ご参考までに、介護情報基盤を利用する主治医意見書の提出については以下の方法が考えられます。

- ・使用している文書作成ソフトや電子カルテが情報連携に対応している場合は、改修（※1）して電送
- ・使用している文書作成ソフトや電子カルテが情報連携に対応していない場合は、各種設定（※2）を行ったうえで、介護保険資格確認等 WEB サービス（※3）上で主治医意見書を改めて入力して提出

※1 すでに使用している文書作成ソフトや電子カルテの介護情報基盤への情報連携の適用についてシステム事業者に相談・依頼していただく

※2 端末に電子証明書をインストールする。介護保険資格確認等 WEB サービスの設定（事業所認証等）・接続確認・ユーザー設定を行う

※3 介護保険資格確認等 WEB サービスとは、介護事業所等の職員が、介護事業所等のインターネットに接続した端末上で、介護情報基盤に格納されている介護情報等の閲覧や、介護情報基盤を経由した情報のやり取り等を行うために利用する WEB サービス（参考別添 6 参照）

詳細は介護情報基盤ポータルをご参照ください。

関連して、介護被保険者証については、従来通りの紙の介護被保険者証が残りますので、初回（介護サービス利用開始時）の本人確認と共に、介護保険資格確認等 WEB サービスについては必要事項を手入力することで利用は可能とのことです。

また、介護情報基盤につきましては、今後情報等が順次発信されていく予定です。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

（添付資料）

○介護保険最新情報 Vol.1428

「介護情報基盤ポータル」の機能追加及び介護事業所等への支援策について（令 7.10.17 厚生労働省老健局老人保健課、介護保険計画課 事務連絡）

- ・（参考）介護保険最新情報 Vol.1405

介護情報基盤の今後のスケジュール、介護情報基盤活用のための介護事業所等への支援及び介護情報基盤とケアプランデータ連携システムの統合について（令 7.7.22 厚生労働省老健局老人保健課、介護保険計画課、高齢者支援課 事務連絡）別添 1～6、8、9 抜粋

以上

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「介護情報基盤ポータル」の機能追加及び介護事業所等
への支援策について
計 6 枚（本紙を除く）

Vol.1 4 2 8

令和 7 年 10 月 17 日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線3944、3945)
FAX：03-3595-4010

事務連絡
令和7年10月17日

都道府県介護保険担当課（室）
各 市町村介護保険担当課（室） 御中
介護保険関係団体

厚生労働省老健局老人保健課
介護保険計画課

「介護情報基盤ポータル」の機能追加及び介護事業所等への支援策について

介護保険行政の円滑な実施につきまして、日頃からご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

介護情報基盤に関する関係者への情報提供に関しては、公益社団法人国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）が設置する介護情報基盤のポータルサイト（以下「介護情報基盤ポータル」という。）において行っているところです。また、介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援について、介護事業所や医療機関からの申請は、介護情報基盤ポータル経由で受け付け、国保中央会経由で補助を実施する予定とお知らせしておりました。

今般、下記のとおり、介護情報基盤ポータルにおいて新たな機能が追加されるとともに、各介護事業所等に対する助成金の申請受付が開始されましたので、お知らせします。都道府県及び市町村におかれましては、内容についてご了知の上、添付の資料等を活用し、貴管内の介護事業所等に対して周知をお願いいたします。また、都道府県におかれましては、貴管内の広域連合及び関係する一部事務組合に対しての周知もお願いいたします。加えて、介護保険関係団体におかれましては、会員事業所への周知についてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 介護情報基盤ポータルの機能の追加について

○ 介護情報基盤ポータルにおいて、以下の機能が新たに追加されています。

- ① 介護事業所や医療機関のユーザ登録機能（マイページ）
- ② 各市町村の介護情報基盤への対応状況

各市町村の介護情報基盤への対応状況の公開が開始されました。掲載される情報については、今後、随時更新・拡充される予定です。

- ③ 助成金申請機能

「介護情報基盤の今後のスケジュール、介護情報基盤活用のための介護事業所等への支援及び介護情報基盤とケアプランデータ連携システムの統合について」（令和7年7月22日付け厚生労働省老健局老人保健課、介護保険計画課、高齢者支援課事務連絡）においてお知らせした介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援が開始され、介護事業所や医療機関に対し、介護情報基盤の導入に係る費用について助成金を交付することとしました。詳細については、介護情報基盤ポータルをご確認ください。

④ 電話・チャットボットによるお問い合わせ機能

これまでのフォームでのお問い合わせに加え、電話やチャットボットによるお問い合わせ等も可能となりました。

- 各介護事業所や医療機関が助成金の申請を行うためには、上記の「ユーザ登録」を行う必要があります。
- 各保険者においてもマイページを活用可能であり、そのためのアカウント情報（ユーザ ID・パスワード）は、本年 11 月以降に、国保中央会からメールにてご連絡いたします。
- 上記の助成金の申請を受け付ける期間は、令和 7 年 10 月 17 日から令和 8 年 3 月 13 日（予定）までとなっています。

2. お問い合わせについて

- 介護事業所及び医療機関への支援策を含め、介護情報基盤に関するお問い合わせがございましたら、「[介護情報基盤ポータルサイト](#)」内のお問い合わせフォームからご連絡ください。

【送付物一覧】

- ・別添 1：介護情報基盤の活用のための助成金申請開始のお知らせ
- ・別添 2：介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援（概要）（令和 7 年 7 月 22 日付け事務連絡別添 7 一部修正）

助成金の手続きもご相談も、ここですぐ！ 介護情報基盤ポータル、アップデート

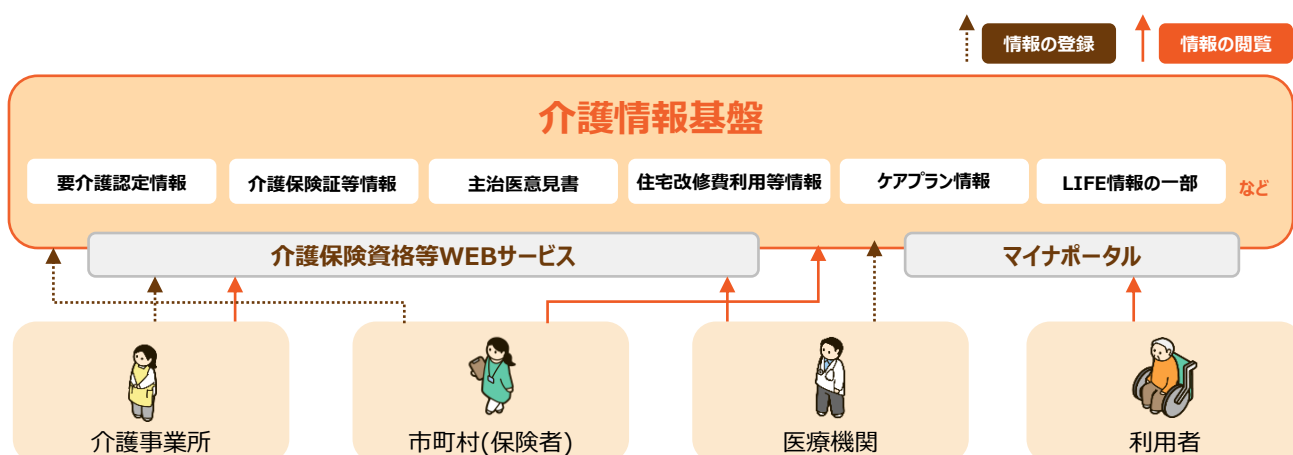
介護に関わる情報を集約し、ひとつにつなげる仕組み、介護情報基盤。
その活用をサポートする「**介護情報基盤ポータル**」が、新機能を加えてアップデートしました。
申請・お問い合わせ・情報確認がポータルで完結できるように進化しています！

☆\\ 助成金の手続きもご相談も、ここですぐ！ // ☆



介護情報基盤とは？

これまで分散していた介護に関する情報をサービス間で共有できる仕組みです。
事業所・市町村(保険者)・医療機関・利用者といった、介護に関わる方々の連携を強めます。
現場負担を減らし、より働きやすい環境を実現します。



ポータルサイトのご紹介

介護情報基盤をご利用いただくための窓口となるサービスです。
各種の情報発信などに加えて、今回、下記の機能が追加されました。

1

マイページ情報

ユーザの情報や各種申請情報を管理できる機能を拡充しました。

2

市町村対応状況

各市町村の対応状況の公開を開始しました。
今後、掲載情報を随時更新・拡充していく予定です。

3

助成金申請

導入に関する助成金がオンラインで申請できるようになりました。

4

電話・チャットのサポート

フォームでのお問い合わせに加え、電話・チャットへの案内を追加しました。



介護情報基盤ポータル

検索



マイページを初めてご利用の方は[初回利用登録マニュアル](#)をご確認ください。
そのほか、導入から助成金申請までをサポートする各種マニュアル・手順書を豊富にご用意しています。
詳しくは[各種資料ページ](#)よりご確認ください。

助成金のご案内

介護事業所や医療機関には、導入に関する助成金をご用意しております。
申請は「[介護情報基盤ポータル](#)」の「各種申請」から行えます。
助成限度額や申請期間等、詳しくはポータルサイトをご確認ください。



介護事業所・医療機関
(介護サービス提供医療機関)

カードリーダーの
購入経費

介護情報基盤との
接続サポート等経費



医療機関
(主治医意見書作成医療機関)

主治医意見書の
電子的送信機能の
追加経費

申請期間：令和7年10月17日(金)～令和8年3月13日(金)予定

お問い合わせ

介護情報基盤に関するお問い合わせは、「[介護情報基盤ポータル](#)」の「お問い合わせ」よりご連絡ください。
チャット、問い合わせフォーム、電話でのご案内をご用意しております。

介護情報基盤
ポータル

お知らせ 各種申請 よくあるご質問 各種資料 お問い合わせ

ログイン

[トップページ](#) > お問い合わせ

お問い合わせ

以下から方法をご選択いただけます。

AIチャットに
質問

フォームでの
お問い合わせ

お電話での
お問い合わせ



介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援（概要）

介護事業所・医療機関（介護サービス提供医療機関）向け支援

（注）消費税分（10%）も助成対象であり、下記の助成限度額は、消費税分を含む費用額となります。

1. 助成対象経費

- ①カードリーダーの購入経費 ②介護情報基盤との接続サポート等経費（※）

※ 介護事業所等が介護保険資格確認等WEBサービスを利用する際に必要となるクライアント証明書の搭載等の端末設定について、技術的支援を受ける場合に要する経費。（なお、介護WEBサービスで主治医意見書を作成・送信する介護事業所や医療機関は、介護WEBサービスの利用に必要な端末設定のみで主治医意見書の電子的送信が可能となる。）

2. 助成限度額等

1. 対象（介護サービス種別）	2. カードリーダーの助成限度台数	3. 助成限度額（①②を合算した限度額）
訪問・通所・短期滞在系	3台まで	助成限度額は6.4万円まで
居住・入所系	2台まで	助成限度額は5.5万円まで
その他	1台まで	助成限度額は4.2万円まで

※ ①・②について、同一事業所で複数のサービスを提供する場合には、介護サービス種別に応じた助成限度額の合計を助成限度額とすることができます。

医療機関（主治医意見書作成医療機関）向け支援

1. 助成対象経費

主治医意見書の電子的送信機能の追加経費（※）

※ 保険医療機関において、主治医意見書をオンライン資格確認等システムに接続する回線及び介護情報基盤経由で電子的に送信するために必要となる電子カルテや文書作成ソフト等の改修に係る経費。

2. 助成限度額等

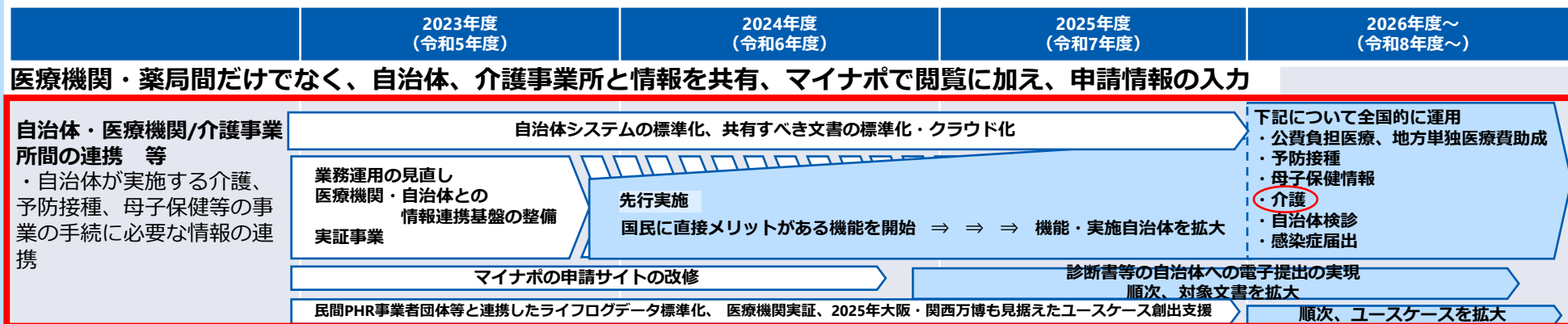
1. 対象	2. 補助率	3. 助成限度額
200床以上の病院	1 / 2	助成限度額は55万円まで
199床以下の病院または診療所	3 / 4	助成限度額は39.8万円まで

申請・補助方法

国民健康保険中央会のポータルサイト経由で申請受付し、国民健康保険中央会経由での補助を実施します。

「医療DXの推進に関する工程表」における介護情報基盤関連の記載

「医療DXの推進に関する工程表」（令和5年6月2日医療DX推進本部決定）において、保健・医療・介護の情報を共有可能な「全国医療情報プラットフォーム」の構築に向けた取組として、介護情報の共有について、「令和8年度から、自治体システムの標準化の取組の状況を踏まえ、全国実施をしていく」とされている。



III 具体的な施策及び到達点

(2) 全国医療情報プラットフォームの構築

オンライン資格確認等システムを拡充し、保健・医療・介護の情報を共有可能な「全国医療情報プラットフォーム」を構築する。
(中略)

介護事業所が保有する介護現場で発生する情報についても、介護事業所・医療機関等で情報を共有できる基盤を構築する。また、全国医療情報プラットフォームに情報を提供するそれぞれの主体（医療保険者、医療機関・薬局、自治体、介護事業者等）について、そこで共有される保健・医療・介護に関する情報を、自身の事業のため、さらにどのような活用をすることが可能かについても検討する。

(中略)

②自治体、介護事業所等とも、必要な情報を安全に共有できる仕組みの構築

・・・介護情報については、2023年度中に共有すべき情報の検討や、業務の要件定義、システム方式の検討や自治体における業務フローの見直しを行い、2024年度からシステム開発を行った上で希望する自治体において先行実施し、2026年度から、自治体システムの標準化の取組の状況を踏まえ、全国実施をしていく。

介護情報基盤の整備に向けた自治体向けアンケート調査結果 (令和7年2月実施)

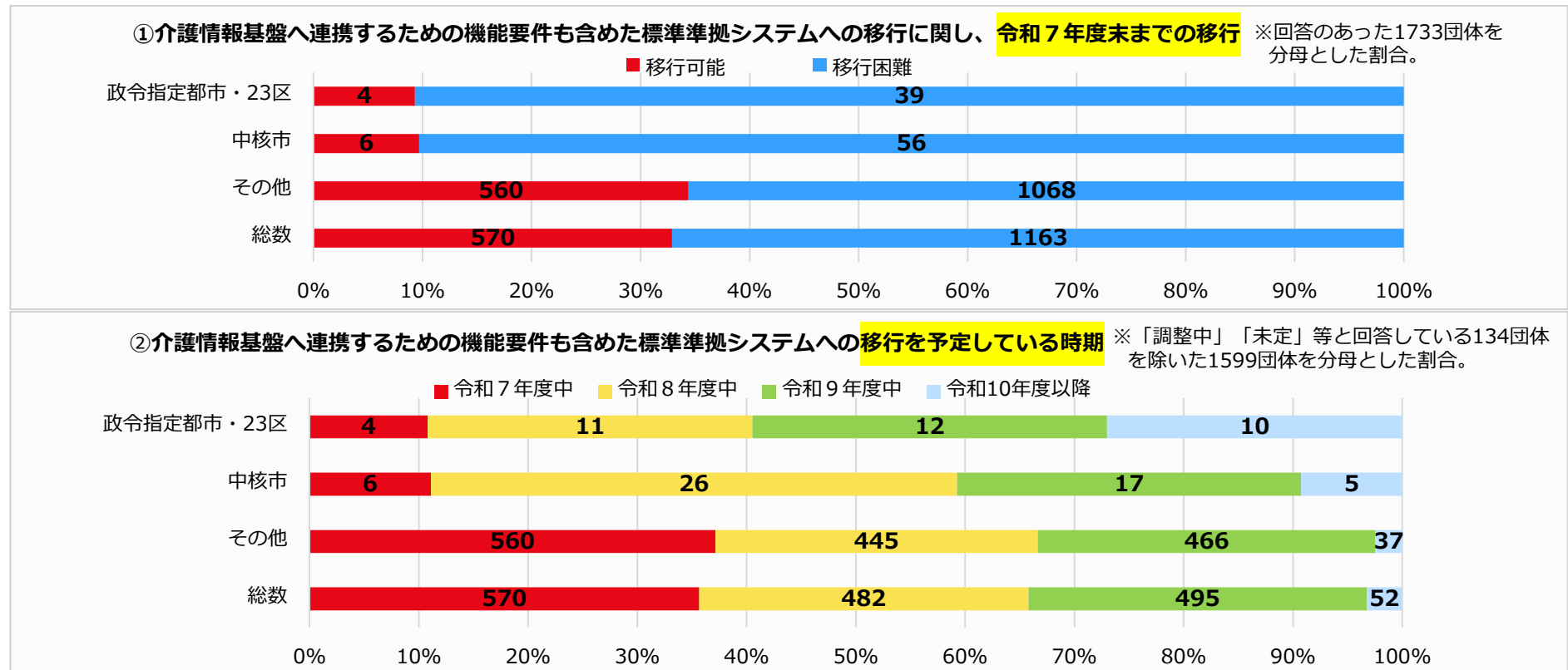
別添 2

社会保障審議会
介護保険部会（第118回）

資料 2

令和7年3月17日

- 介護情報基盤の整備に係るスケジュールの検討に当たり、各市町村の介護保険事務システムにおける、介護情報基盤へ連携するための機能要件を含めた標準準拠システムへの移行に係る対応状況等について把握するため、**全国の市町村に対するアンケート調査を実施**（令和7年2月4日～14日）。3月7日時点で、1741団体のうち、1733団体（約99%※）から回答を受領。
※政令指定都市・23区：100%、中核市：100%、その他：約99%
- 介護情報基盤へ連携するための機能要件も含めた標準準拠システムへの移行に関し、**令和7年度末までの移行が困難と回答した団体は半数を超えており、人口規模が大きい自治体で移行困難と回答する割合が高くなっている。**
- 移行予定時期について有効回答のあった1599団体のうち、**令和8年度までに移行予定の団体は約66%、令和9年度までに移行予定の団体は約97%、令和10年度以降に移行予定の団体は約3%**であり、**人口規模が大きい自治体で移行予定時期が遅くなる傾向にある。**



今後のスケジュール（案）

- 市町村が介護情報基盤を活用するためには、原則、①各市町村において介護保険事務システムの標準化対応を行うとともに、②介護情報基盤へデータ送信するための介護保険事務システムの改修を行った上で、③介護保険事務システムから介護情報基盤へのデータ移行が必要。
介護情報基盤との連携を含めた介護保険事務システムの標準化対応（①②）が完了した市町村においては、令和 8 年度以降順次介護情報基盤へのデータ送信を開始し、データ移行（③）が完了した市町村から、順次介護情報基盤経由での情報共有を開始していく。
- 自治体向けアンケート調査によれば、介護情報基盤との連携を含めた標準化対応を令和 9 年度中に完了予定の自治体が約 9 割あることを踏まえ、**全市町村において、令和 10 年 4 月 1 日までに、介護保険事務システムから介護情報基盤へのデータ移行も含めて完了し、介護情報基盤の活用を開始することを目指して、各関係者が介護情報基盤の活用に必要な対応を進めていくこととしてはどうか。**

※ アンケート調査によれば令和 8 年度中に過半数の自治体が介護情報基盤との連携を含めた標準化対応を完了予定であること、介護情報基盤へのデータ移行に一定期間を要することに留意しつつ、令和 10 年 4 月 1 日から全市町村が介護情報基盤の活用を開始できる適切な時期に、介護情報基盤との連携を含めた標準化対応の適合基準日を設定する必要がある。その上で、当該適合基準日については、標準化対応（①）の内容全般やそれに伴う自治体システムベンダの対応状況等を踏まえた検討が必要であるため、標準化対応全般を議論する介護保険システム等標準化検討会において議論する。



介護事業者、医療機関向け：介護情報基盤の活用に必要な準備等

実現すること

- 介護保険被保険者証等情報（限度額認定証、負担割合証を含む）、要介護認定情報（ケアプラン作成時に利用している情報）、要介護認定申請の進捗状況情報等の情報を、オンラインで電子的に確認することが可能になります。
- 主治医意見書について、自治体宛てに電子的に送付することが可能になります。

期待される効果 ※詳細は別添5参照

- 介護情報基盤の活用により、これまで紙でやり取りしていた情報が電子で共有されることで、職員の負担軽減や情報共有の迅速化など、業務の効率化が図られます。
（例：要介護認定申請の進捗状況について、市町村への電話等での問い合わせが不要となる、ケアプラン作成に必要な要介護認定情報の提供を市町村へ依頼する手続きや、市町村窓口・郵送での受取が不要となる など）
- 主治医意見書について、市町村への郵送が不要となり、業務負担が軽減されます。

ご準備いただくこと ※支援策については別添7参照

- 介護WEBサービスを利用するためには、現在インターネットに接続して使用しているパソコンやタブレットに、専用の電子証明書（クライアント証明書）のダウンロードが必要です。
- そのほか、マイナンバーカードで利用者の本人確認を行う際に用いるカードリーダーの導入や、介護WEBサービスを利用する端末への専用アプリケーションのダウンロード、介護WEBサービスの初期設定等の利用端末の環境設定等が必要です。
- 医療機関が、電子カルテや文書作成ソフト等から、介護情報基盤経由で主治医意見書の作成・送信を行う場合は、電子カルテや文書作成ソフト等の改修が必要です。

介護情報基盤の活用により想定されるメリット・活用イメージ



利用者・家族



保険者（市町村）

介護事業所・
ケアマネジャー

医療機関

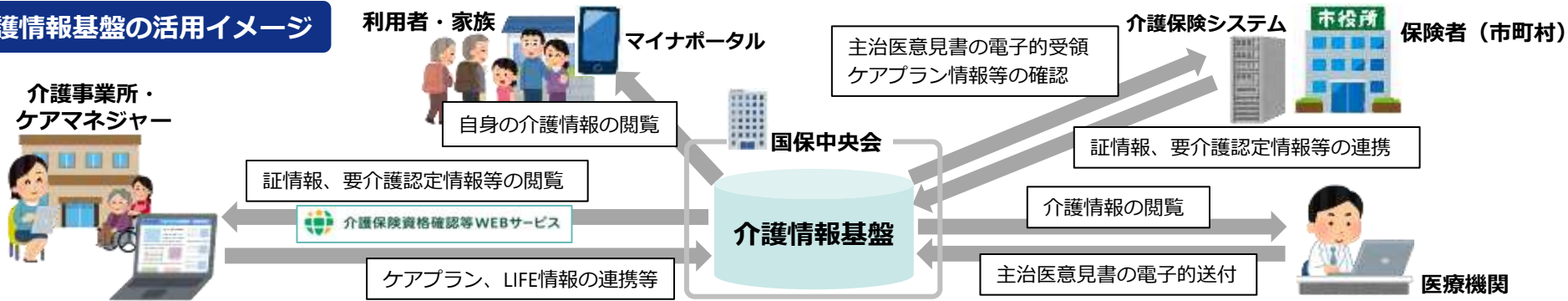
- ・関係者間での要介護認定に必要な書類等のやりとりがスムーズになり、**要介護認定に要する期間が短縮**される。
- ・サービス利用時における複数の証の提示が簡素化されることで、**複数の証を管理・提示する負担が軽減**される。
- ・自身の介護情報を確認できるため主体的な介護サービスの選択等につながるとともに、事業所間や多職種間の連携が強化され、本人の状態に合った適切なケアの提供が可能となるなど、**介護サービスの質の向上が期待**できる。

- ・要介護認定申請の進捗状況や、ケアプラン作成等に必要な要介護認定情報について、ケアマネジャーがWEBサービス画面上で随時確認可能となるため、**市町村への電話や窓口での進捗状況の確認への対応や、ケアプラン作成等に必要な要介護認定情報の窓口・郵送での提供が不要**となり、**業務負担の軽減や印刷・郵送コストの削減が可能**となる。
- ・主治医意見書について、医療機関から電子的に送付され、介護保険事務システムで取得可能となるため、**要介護認定事務の迅速化や文書管理コストの削減が可能**となる。

- ・要介護認定申請の進捗状況について、ケアマネジャーがWEBサービス画面上で随時確認可能となるため、**市町村への電話等での問い合わせが不要**となり、**業務の効率化**につながる。
- ・ケアプラン作成に必要な要介護認定情報をケアマネジャーがWEBサービス画面上で随時確認可能となるため、**情報提供を市町村へ依頼する手続きや市町村窓口・郵送での受取が不要**となり、**迅速なケアプランの作成が可能**となる。
- ・電子による資格情報の確認が可能となることで、**サービス提供時の証の確認等にかかる業務負担が軽減**される。
- ・介護情報基盤を活用することで、利用者の情報を事業所間や多職種間で共有・活用しやすくなり、本人の状態に合った適切なケアの提供が可能となるなど、提供する**介護サービスの質の向上が期待**できる。

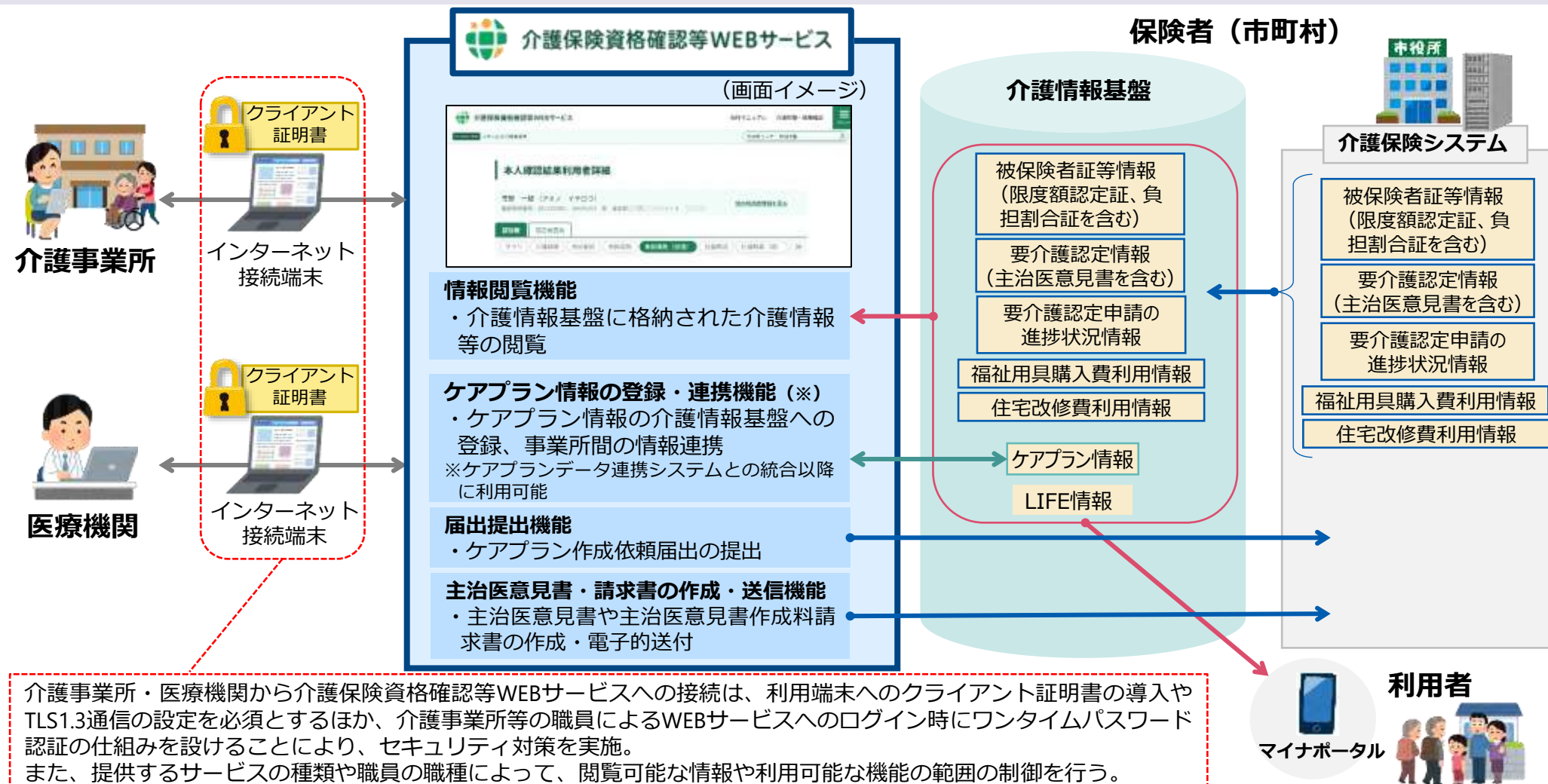
- ・**主治医意見書について、市町村への電子的提出が可能**となることで、**郵送が不要**となり、**業務負担が軽減**される。また、過去の主治医意見書の閲覧が可能となる。
- ・ケアプランやLIFE等の情報の活用により、**利用者の生活に関する情報や必要な医学的管理の情報の把握が可能**となる。

介護情報基盤の活用イメージ



介護保険資格確認等WEBサービス（概要）

- 介護保険資格確認等WEBサービスとは、介護事業所等の職員が、介護事業所等のインターネットに接続した端末上で、介護情報基盤に格納されている介護情報等の閲覧や、介護情報基盤を経由した情報のやり取り等を行うために利用するWEBサービス。
- 介護事業所等においてサービス提供をしている利用者の本人確認をWEBサービス上で行い、本人確認を行った利用者の担当事業所である旨を介護情報基盤に登録することで、当該利用者の情報の閲覧等が可能となる。



介護情報基盤とケアプランデータ連携機能の統合のメリット

社会保障審議会
介護保険部会（第122回）

令和7年6月30日

資料 3

- 介護情報基盤において、事業所におけるケアプラン情報を蓄積（登録・収集）し、利用者、関係事業者、医療機関、自治体が電子的に閲覧することで、業務が効率化され、利用者に提供するサービスの質の向上が図られる。
また、ケアプランデータ連携システムについても、居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所の間のケアプラン情報の共有が電子的に行われる機能により、業務負担の軽減が図られる。
- ケアプラン情報に関し、これらの機能の双方が必要である中、介護情報基盤とケアプランデータ連携システムの関係の整理が必要。併存させる場合には以下の課題があり、機能を統合することで以下のメリットがある。
(※) これらのメリットを踏まえ、より多くの事業所においてケアプランデータ連携機能の利用促進が進めば、事業所間の連携強化や情報共有が進み、利用者のニーズに沿ったケアプランが作成され、サービスの質の向上につながる。

併存する場合の課題

○介護事業所が介護情報基盤とケアプランデータ連携システムにアクセスする際に、システム間を行き来する必要があるため、手間がかかる。

○介護情報基盤とケアプランデータ連携システム2つのシステムの運用保守が必要になり、ランニングコスト等が二重にかかる。

○ケアプランデータ連携システムはその普及に課題。介護情報基盤の事業所に向けた普及促進策を今後講じていく中で、それとは別途の普及策を検討していく必要がある。

統合する場合のメリット

○介護情報基盤のWEBサービス上でケアプラン情報の閲覧、蓄積、データ連携を行うこととすれば、事業所は一元的に運用管理でき、利便性が向上する。

※介護事業所の全てのPC等でアクセス可能

○運用保守が必要なシステムが介護情報基盤に一本化されるため、ランニングコスト等の軽減が見込まれる。

○介護情報基盤にケアプランデータ連携機能を統合することで、事業者等に向けた普及促進策を一体的に実施。これにより、相互利用が促される。

介護情報基盤とケアプランデータ連携機能の統合（イメージ）

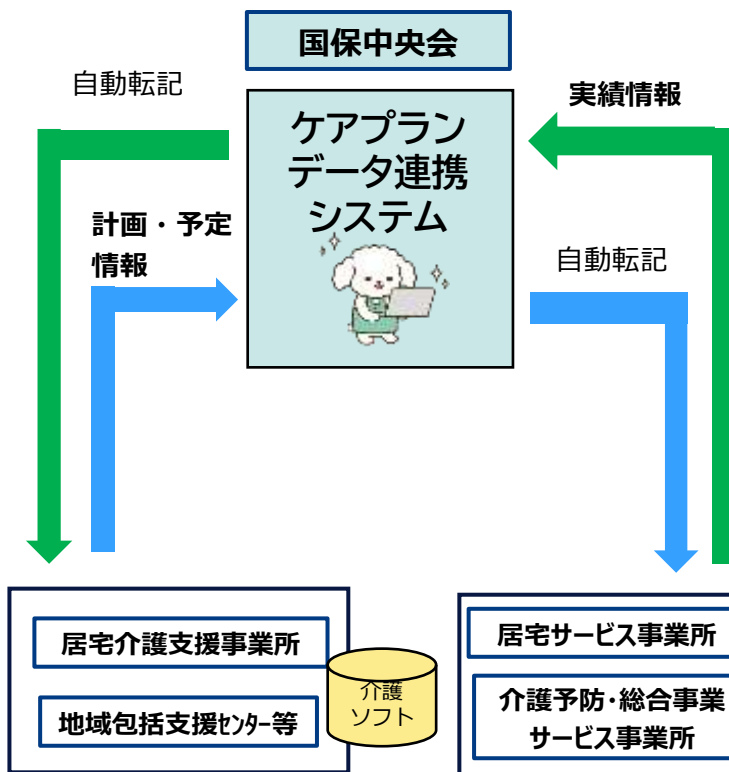
社会保障審議会
介護保険部会（第122回）

資料 3

令和 7 年 6 月 30 日

- 介護情報基盤とケアプランデータ連携機能について、統合して一体的に運用することで、①事業者における利便性が向上すること、②ランニングコストの軽減が見込まれること、③事業者等に向けた普及促進が図られることから、介護情報基盤とケアプランデータ連携機能を統合することとしてはどうか。

既存のケアプランデータ連携システム



介護情報基盤とケアプランデータ連携機能を統合する場合

